

第 1 5 0 回

長野県市長会総会

期 日 令和 4 年 4 月 14 日（木）

会 場 長野県自治会館 大会議室

目 次

議 題 目 次	・ ・ ・ ・ ・	2
議 題	・ ・ ・ ・ ・	6
県からの施策説明	・ ・ ・ ・ ・	4 6
出席者名簿	・ ・ ・ ・ ・	4 7

議 題 目 次

I 各市提出議題 6

○ 社会環境分野 2 議題

- 1 地域生活支援事業に係る国庫補助金の財源確保について (中野市)
- 2 新生児の聴覚検査について (安曇野市)

○ 経済分野 4 議題

- 3 山岳観光振興及び登山の安全対策に向けた通信基盤の整備について (飯田市)
- 4 アフターコロナを見据えた県・市町村の一体となった広域観光の受け入れ体制構築及び県外・国外への観光プロモーション推進について (須坂市)
- 5 「施設園芸セーフティネット構築事業」における支援対象農作物の拡充について (長野市、飯山市)
- 6 長野県森林づくり県民税の継続について (諏訪市、須坂市)

事務局提出議題 12

国保総合システムの次期更改に対する国の支援について

Ⅱ 副市長・総務担当部長会議送付議題……………16

※印は、県に直接関係する議題

○ 総務文教分野 …… 7 議題（1 議題は取下げ）

- 1 自治体業務のデジタル化推進に伴って見込まれる一時的費用の市町村負担軽減について (須坂市)
- 2 辺地対策事業債の制度見直しについて (長野市、松本市)
- ※3 スクールソーシャルワーカー（SSW）の拡充について (長野市)
- ※4 小学校の統合に伴う学級編制基準の引下げについて (飯山市)
- ※5 市町村における小学校の専科指導教員の配置に伴う財政支援について (東御市)
- ※6 学校の再編・統合に伴う加配教員の拡充について (長野市)
- 7 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援について（取下げ）
- ※8 広域圏ごとの拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設について
(岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、安曇野市)

○ 社会環境分野 …… 8 議題

- ※9 少子化対策への助成について (中野市)
- 10 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について (須坂市)
- ※11 妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制の確保について (須坂市)
- ※12 福祉医療費給付事業における障がい者の窓口無料化に向けた県補助の拡大について (松本市)

※13 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について

（松本市、塩尻市、安曇野市）

14 公立・公的病院が地域に果たす役割、及び新興感染症の対策を見据えた

新たな地域医療構想の実現について

（飯山市、佐久市）

15 し尿処理施設の移転解体における財政支援について

（伊那市）

16 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

（長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、
千曲市、東御市、安曇野市）

○ 危機管理建設分野 … 6 議題

17 個別避難計画作成経費に係る財政措置の拡充について

（長野市）

※18 盛り土などによる災害を防止するための実効性ある県条例の早期制定に

ついて

（長野市）

19 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の財源確保等に

ついて

（中野市）

※20 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金に係る補助対象の復活に

ついて

（上田市）

21 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進について

（長野市）

22 国土交通省地方整備局の職員の増員について

（長野市、須坂市）

Ⅲ 事務局提出議題 45

1 協議事項

- (1) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について
- (2) 全国市長会会長の選挙について

2 報告事項

- (1) 北信越市長会総会について
- (2) 次期長野県市長会定例会について
- (3) 第 151 回長野県市長会総会について

3 その他

I 各市提出議題

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）								
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設						
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省						
件名	1 地域生活支援事業に係る国庫補助金の財源確保について								
提案市	中野市								
提案要旨	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき実施している地域生活支援事業に係る国庫補助金については、各自治体が必要とする予算額を確保し、確実に交付されるよう要望する。								
提案理由	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活や社会生活を送るためには、相談支援、地域活動支援等の地域生活支援事業を安定的・継続的に実施する必要がある。 当該事業は、国庫補助金を活用し実施しているが、ここ数年、補助金額が要望額を下回る状況が続いている。このため、各自治体は財源確保に苦慮しており、事業執行等に支障を来たすことが懸念されることから、必要な予算額の確保を要望する。								
現況及び課題等	○ 地域生活支援事業に係る国庫補助金の補助率 <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td></tr> <tr> <td>36.9%</td><td>31.3%</td><td>28.9%</td></tr> </table> ○ 今後、障がい者の自立した日常生活の推進のため、居住支援に係る相談、緊急時の対応、作業訓練、地域活動の促進等の必要性・重要性が高まることから、必要となる予算も増加することが想定される。			令和元年度	令和2年度	令和3年度	36.9%	31.3%	28.9%
令和元年度	令和2年度	令和3年度							
36.9%	31.3%	28.9%							
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律								

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. .)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 健康福祉部
件名	2 新生児の聴覚検査について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	国から難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針が示されたが、この方針に基づいて市町村が実施する新生児聴覚検査について、妊婦健康診査と同様の仕組みにより実施できるように、県において体制整備をお願いする。		
提案理由	国は、難聴児の早期発見と療育を支援するため、都道府県向けの指針をまとめ、都道府県計画の作成と共に、都道府県は市区町村に対し、新生児の聴覚検査の公費助成を実施するよう働き掛けることなどが明記された。 新生児聴覚検査は分娩医療機関で検査を受けている実態の中で、居住市町村以外の医療機関でも多数の方が出産している状況がある。 妊婦健診は県の広域的な枠組みのなかで、国保連が取りまとめて受診費用の請求事務を行っており、この方法が妊婦にも利便性がよく、自治体にとっても効率的で事務負担の少ない方法で実施できている。 また、医療機関においても請求先が複数の市町村になると事務が煩雑になるため、広域的に取りまとめる方法が必要である。		
現況及び課題等	安曇野市では現在、新生児聴覚検査に対する公費負担は実施していないが、国の方針に基づいて実施を検討しなければならない。 実施にあたっては、市町村と医療機関の事務負担の軽減とともに、保護者の負担軽減と利便性の確保が課題である。		
関係法令			

区分	■ 新規 □ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☒ その他 (民間企業に施設整備を求めるもの)	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☒ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 観光部山岳高原観光課・企画振興部DX推進課 移動体通信事業者 (通信キャリア)
件名	3 山岳観光振興及び登山の安全対策に向けた通信基盤の整備について		
提案市	飯田市		
提案要旨	山岳観光の振興と登山者の命を守るため山岳の電波不感地帯において、携帯電話やスマートフォンなどの移動体通信基盤を整備することを要望する。		
提案理由	近年、登山ブームを背景に、山岳遭難事故が急増している。遭難時の緊急の連絡手段として、登山者の多くが携帯している携帯電話やスマートフォンの利用は最も有効な方法であり、救助活動の効率向上にもつながると考えられる。		
現況及び課題等	- 令和3年7～10月、南アルプス (下伊那地区遭対協遠山郷分室管内) において、遭難事案が4件発生した (遭難者5人。うち死者3人、行方不明者1人)。当該山域は、山容が重厚で山懐が深く、電波不感地帯であり、遭難時の命の危険度が高い。今回の事案も、通信基盤が整備されていれば、尊い命を救えた可能性もある。 - 警察庁生活安全局生活安全企画課の発表では、令和2年の山岳遭難は、2,294件発生し、2,697人の遭難者 (うち死者・行方不明者278人) である。長野県は、遭難発生183件、遭難者198人 (うち死者・行方不明者35人) である。また、遭難時の通信手段の使用状況は、携帯電話79.1%、無線機1.0%、未使用19.9%である。多くの遭難者は携帯電話により救助要請を行っており、現在では、GPS 搭載のスマートフォンの普及により、遭難者が容易に自分の位置情報を把握し、救助隊に知らせることができるようになった。 - 山岳地帯での基地局等の建設は、資材搬入などのコストを要し、また自然保護の観点から、建設困難な場所もある。複雑な山岳地帯の中には、携帯電波が圏外となる場所も多く、遭難者が携帯電話で救助を求めようとしても、携帯電話の電波が基地局まで届かないため使用することができないという大きな問題がある。		
関係法令	自然公園法、森林法、長野県登山安全条例		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	観光部
	☐ その他	名 称	
件名	4 アフターコロナを見据えた県・市町村の一体となった広域観光の受け入れ体制構築及び県外・国外への観光プロモーション推進について		
提案市	須坂市		
提案要旨	アフターコロナを見据え、日本みどりのプロジェクトとも連携して県・市町村の一体となった広域観光の受け入れ体制構築とともに、県外・国外への観光プロモーション推進を求める。		
提案理由	コロナ禍にあって停滞している観光業であるが、コロナ禍の収束とともに、需要が急激に回復することが予想されるため、現段階から体制構築を求めたい。		
現況及び課題等	長野県は、個々の地域でのプロモーションに熱心であるが、特に訪日外国人は、市町村や県を超えた広域で観光をする傾向があるため、県と市町村が一体となったプロモーションに取り組むなど、広域観光の受け入れ体制構築が必要である。 また、県外・国外への観光プロモーションを行う際には、一体となつて行う方が、観光客目線であり、効率的、効果的である。 沖縄は、国内であるが、今後、ハブ的機能として発展が見込まれること、長野県とは海と山との関係で相互に魅力的であることから、一般社団法人長野・沖縄交流促進機構が設立され、すでに一部実施もされているが、ワイン、サイクリング、花等テーマごとの国内広域連携も効果があると考えらる。 日本みどりのプロジェクトのGo Green プロジェクトとも連携し、自然（みどり）を核にアフターコロナを見据えた新たな旅を提案するなど、広域連携には、県庁、観光機構及び地域振興局の遠慮のないリーダーシップを発揮されたい。		
関係法令			

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	林野庁
件名	5 「施設園芸セーフティネット構築事業」における支援対象農作物の拡充について		
提案市	長野市、飯山市		
提案要旨	燃油高騰対策として有効な「施設園芸セーフティネット構築事業」の支援対象農産物は、施設園芸で栽培する野菜、果樹、花きのほかに、マッシュルームも該当するが、他のきのこ類は対象外であることから、「きのこ類全般」を対象作物にすることを要望する。		
提案理由	昨今の燃油価格高騰に伴い、施設栽培における生産コストの内、燃料代の高騰が生産者の経営を圧迫している。 国では、「施設園芸セーフティネット構築事業」により燃油価格高騰時に補填金を交付しているが、施設栽培の野菜と果樹、花きを対象とする一方で、マッシュルーム以外のきのこ類は対象外としている。 施設園芸における燃油高騰対象を目的とする制度であれば、同じく施設内で栽培する本県主力の「きのこ」も対象に加えるべきと考えるもの。		
現状及び課題等	きのこ栽培において燃料（ボイラー燃焼によるA重油）をきのこ培地の高温殺菌に使用しており、暖房機の燃料使用増及びきのこ培地などの資材高騰により大きな影響を受けている。		
関係法令	施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	林務部
	☐ その他	名 称	
件名	6 長野県森林づくり県民税の継続について		
提案市	諏訪市、須坂市		
提案要旨	課税期間が令和４年度までとなっている長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）を活用した防災・減災のための里山整備について、当初の目標に達しておらず、課題解決のために継続して取り組むことが必要であることなどから、令和５年度以降も森林税を継続するよう要望する。		
提案理由	平成20年度に導入された森林税は、現在、３期目の課税期間中であり令和４年度に最終年度を迎える。第３期の森林税では、従来から実施されてきた里山の間伐に加えて、教育や観光等多面的な森林の利活用にも使途が広がられたところ。 こうした中、森林税を活用した取組の中でも、防災・減災のための里山整備に加え、河畔林の整備やライフライン等保全対策、観光地等の景観整備など一部の事業は地域からの要望が多く、脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現のためにも継続さらには拡充した取組が必要な状況である。 こうしたことから、森林の整備を進めるとともに、地域から要望の多い取組を継続して進めるため、令和５年度以降も森林税を継続することを要望するものである。		
現況及び課題等	・ 防災・減災のための里山整備について、第３期の５年間で4,300haの間伐を実施する計画のところ、県によれば５年間の実績は約3,000haにとどまる見込み。 ・ 令和元年度から市町村に譲与が開始された森林環境譲与税については、森林経営管理制度に基づく森林整備等に必要な財源となっている。森林経営管理制度の円滑な運営に加え、長野県固有の課題解決のための取組についても、森林税を活用しながら進めていく必要がある。		
関係法令	森林法、長野県森林づくり県民税条例		

区分	■ 新 規 □ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（		



長国連総発第 194 号

令和 4 年 3 月 3 日

長野県市長会長 様

長野県国民健康保険団体連合会

理事長 藤澤 泰彦



国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について

平素、本会の事業運営につきましては、格別のご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、診療報酬等の審査支払及び保険者共同事業等を一体的に処理するために、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が開発運用している「国保総合システム」の次期更改に係る国の財政支援につきましては、昨年度、地方 6 団体のご理解とご協力をいただき、国に対し強く要望したところ、令和 4 年度に必要となる約 54 億円の国庫補助が予算措置されました。皆様方のご尽力に対し厚く御礼申し上げます。

しかしながら、次期更改にあたり、国が求めている社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムとの整合性の確保やクラウドリフト化等を実現するためには、これまでの積立により準備してきた財源を大幅に上回る費用が必要であり、国民健康保険中央会の試算では、令和 5 年度においても約 100 億円の財源不足が生じる見込みであります。

国保総合システムは極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っております。国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会では、国の意向を踏まえて実施する国保総合システムの次期更改に当たっては、財政基盤が脆弱な国保保険者に新たな財政負担が生じないように、令和 5 年度も、国において、十分な財政支援を講じるよう強く要望しており、国民健康保険中央会でも、地方 6 団体等に出向き、現在の状況説明と、財政支援について協力依頼を行っております。

つきましては、令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度も下記事項の国への働きかけについて、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。

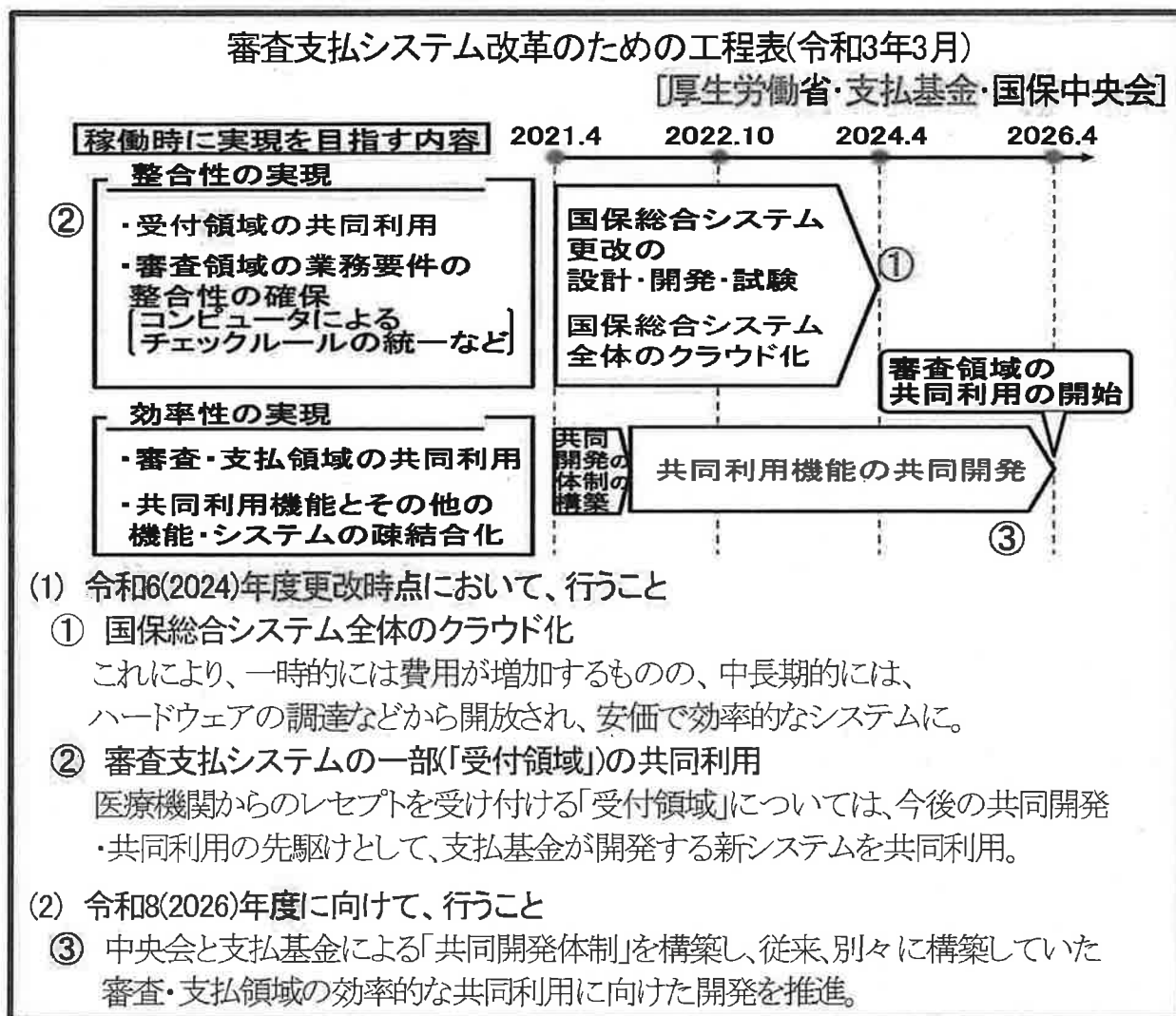
長野県国民健康保険団体連合会 総務課 総務係	
(課長) 関口 博史 (担当) 平井 厚至	
TEL	026-238-1550 (直通)
FAX	026-238-1559
Mail	somu@kokuho-nagano.or.jp

国保総合システム等の次期更改に向けて

令和4(2022)年1月

国民健康保険中央会

- 世界に例を見ない速さで少子高齢化が進行している我が国において、国民皆保険体制を堅持していくためには、最新のICT技術の利活用等により、制度運営のためのシステムを、安定的、かつ、効率的なものとして、再構築することが必要です。
- 令和5(2023)年度末をもってハードウェア保守期限が到来する「国保総合システム」については、政府の規制改革実施計画(令和元(2019)年6月閣議決定)等を経て、「社会保険診療報酬支払基金」とのシステムの共同開発、共同利用などを通じ、システムや業務の効率化、審査基準の統一化を図ることが求められています。
- このため、厚生労働省の検討会での検討を踏まえ、昨年3月に策定された改革工程表に基づき、厚生労働省の主導・参画のもと、デジタル庁とも連携し、国保総合システム等の更改を実施していくこととなります。



○ 改革工程表の実現により達成される「3つの効果」

- (1) クラウド化やシステムの一元管理を通じた、効率的・安定的なシステムの実現
- (2) 支払基金とのシステム共同開発による、初期費用の縮減
- (3) 審査業務の効率化等を通じた、連合会による市町村等保険者支援の充実

○ 当面の課題 ～ 令和6(2024)年度更改を実現するための、財源の確保

(1) 中長期的には逡減するが、一時的に増大する費用への対応

- ① クラウド化や共同利用等を内容とする今回のシステム改革の実現により、中長期的には、初期費用、保守・運用費用とも、逡減していくのは確実。

【今回のシステム改革実現の意義】

[現状] 47連合会が別々に、機器・システム・データ等を調達・運用・管理
費用は、度重なる制度改革等によりシステム規模が拡大し、年々高額化

[改革内容] 全国一拠点化したうえで、クラウド化・集約化等をセットで実施

[意義] 安定的で安価な保守・運用が可能となるシステムの実現

(ハードウェア調達からの脱却と、クラウドネイティブ化【※】されたアプリケーション)

【※】各アプリケーションが、クラウドの提供するサービスや利点を、最大限・効率的に活用できるよう、あらかじめ設計・開発されていること

- ② 一方、別々に運用・管理がなされているシステムを段階的に更改していくため、一時的には、現行の方法による更改を継続する場合よりも、費用が増大。

⇒ 令和6(2024)年度更改を実現するための初期費用として、これまでの連合会積立資金等を充てても、なお、約150億円の財源不足が生じる見込み。

(2) 国による財政支援等の必要性

- ① 今回の改革は、政府方針に基づき実施するもの。

⇒ システムの初期費用に対して不足する財源については、

国庫による確実な財政支援が、必要不可欠。

○ 令和4年度 54.4億円(国において国庫補助措置済)

○ 令和5年度 約100億円(令和4年1月時点での見込み)

- ② 稼働後の保守・運用費用も、初期費用同様、一時的には、増加。

⇒ 同様に、国の方針を踏まえたクラウド化に伴う費用の増加、という側面があることを踏まえ、国庫補助その他の支援措置が、必要。

- 国民健康保険の財政基盤が脆弱である中、極めて公共性の高い重要なインフラ(公共財)としての役割を担う国保総合システムを、政府の方針に沿って、円滑に開発していくためには、国庫補助の獲得等による財源の確保が不可欠です。

Ⅱ 副市長・総務担当部長会議送付議題

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	デジタル庁ほか対象業務所管省庁
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	1 自治体業務のデジタル化推進に伴って見込まれる一時的費用の市町村負担軽減について		
提案市	須坂市		
提案要旨	自治体システム仕様標準化やオンライン申請の推進に限らず、自治体のデジタル化の実現には、大きな一時的費用の発生が見込まれるため、デジタル化全般に必要な財政措置を講じることを要望する。		
提案理由	令和２年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」等により、各自治体でデジタル化を推進しているところであるが、業務の効率化やテレワークの推進、マイナンバーカードを活用した市民サービスの向上等を目的としてシステム整備等を実現するためには、市町村の大きな費用負担が見込まれる。 自治体のデジタル化に広く活用できる財政措置を講じることにより、「自治体DX推進計画」に示されている「自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく」ことが推進されると考える。		
現状及び課題等	自治体システム標準化やオンライン申請の推進については、国庫補助事業化されており、これを活用して全自治体が取り組むことが可能となっている。 しかし、例えばオンライン申請推進を目的としてLGWAN系と基幹系を接続するために当市では1,500万円程度の一時費用を見込んでいるが、同様にテレワークを実現するためにはシステム導入やクライアント端末の整備など数千万円単位での支出が見込まれ、マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用した市民サービス向上を実現する場合も、システム導入など財政的な負担が非常に大きい。		
関係法令	特になし		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	教育委員会事務局心の支援課
	☐ その他	名 称	
件名	3 スクールソーシャルワーカー（SSW）の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	県費のSSWの派遣について、義務教育から高校等への切れ目のない支援と、広域的な活動の視点から、市町村への派遣を継続するとともに、活動時間の更なる拡大をお願いしたい。また、県において各市町村が任用しているSSWも含めて研修等による養成を担っていただきたい。		
提案理由	・義務教育まで支援を受けてきた生徒が、高校等へ進学後も継続した支援が必要であること。 ・高校等への進学にあたっては、広域にわたる場合があることからSSW間の情報共有が必要であること。 ・SSWの活動の重要性が増している中で、様々な課題を抱える児童生徒の増加により、SSWの活動時間が不足している。 ・SSWの役割が拡大しているが、人材が不足している。		
現状及び課題等	令和２年度に文部科学省が実施した調査では、長野県の1000人あたりの不登校児童生徒数について、小学生が全国で３番目、中学生が同15番目に多い結果となっており、様々な課題を抱える児童生徒に対してSSWの役割がますます重要となっている。 本市では、児童生徒への早期支援のため、スクリーニング会議を実施しSSWの参画により専門的な視点から各校において支援に繋げることであり、不登校児童生徒の抑制に効果があることがわかってきた。この結果から、全小中学校でSSWを加えたスクリーニング会議の実施を推進している。しかしながらSSWの活動時間が不足している状況がある。また、中学卒業後も兄弟関係など引き続きその家庭への支援が必要なケースなど、小中高の切れ目のない支援が必要であり、さらに広域的な進路の選択もあることから、SSW間の情報共有による効果的な支援のため、引き続き各市町村への派遣を継続していただく必要がある。専門職であるSSWは人材が不足しており、経験のある人材は確保が困難な状況であることから研修等による養成を県に担っていただきたい。		
関係法令	文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」令和元年10月		

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	教育委員会 義務教育課
	☐ その他	名 称	
件名	4 小学校の統合に伴う学級編制基準の引下げについて		
提案市	飯山市		
提 案 要 旨	小学校の統合については、統合後の児童・生徒への配慮や教育の質の確保が必要であるとともに、これからの新たな学校運営のためには、現在の学級編制基準を緩和し柔軟なクラス配置ができるよう要望する。		
提 案 理 由	現在、県の学級編制基準では1学級35人とされているが、児童の多様化や、新型コロナウイルス感染症の蔓延、ICT教育や英会話の導入などにより、弾力的な学級運営が求められている。 国においても現在40人の学級編制基準を段階的に35人に引下げる事が決定されており、子どもたちの可能性を引き出すための少人数学級実現が必要である。県内全ての学校での実施は非常に厳しいものと承知しているが、少なくとも小学校を再編・統合した場合は、統合後における市全体の減員となる教職員数を考慮し、基準を引き下げたうえで教職員を配置していただけるよう支援をお願いしたい。		
現 況 及 び 課 題 等	当市では、児童数の減少により小学校4校を統合し、令和7年4月の統合小学校開校を目指し準備を進めている。統合となる小学校はいずれも小規模で児童数も少ないことから、統合時においても学年によっては1学年の児童数が35人以下となることが想定されており、統合後も児童数の減少により35人以下の学年が増えていくことが予想される。		
関係法令			

区分	■ 新規 □ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 長野県教育委員会義務教育課
件名	5 市町村における小学校の専科指導教員の配置に伴う財政支援について		
提案市	東御市		
提案要旨	専門的な指導の充実による児童への教育的効果の向上と、教員の負担軽減を解消するため、専科教員が0人または1人といった13学級以下の小規模校にも、市町村費で加配している専科教員の財政支援を要望する。		
提案理由	県の教員配置基準では、学級数に応じて専科教員数が決められているが、教育現場での、実技教科に対する専門性の要求が高まる中、今後、少子化の傾向が進むことで専科教員の対象とならない小規模校が増えていくことが懸念される。学びにおける格差是正に繋げるためにも、現行基準に基づく専科教員の学校間格差を解消する必要がある。 県の様々な加配と同じように、13学級以下の学校に対しても専科教員の配置とそれに伴う財政的支援を要望する。		
現況及び課題等	13学級以下の学校では、県の教員配置基準により専科教員が0人または1人となっており、当市では一人配置となる6学級から13学級までの学校において、専門性の高い音楽を専科教員としている。音楽に加え、特に、理科の授業については、専門知識を有した上での、観察や実験など、実技を通した授業作りが求められると共に、教材や薬品の準備、予備実験や片付けなど、一連の管理も含めた、安全な授業作りが必要であるが、そのための十分な時間が確保できない状況である。保護者を含め、働き方改革に取り組む先生方からも、理科について専門性の高い専科教員の配置について強い要望が出されているが、財政事情の厳しい中、県の配置基準外の専科教員に係る費用を市費で賄うには限界がある。		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R3・8・19 第149回総会；大町市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	文部科学省 教育委員会 義務教育課
件名	6 学校の再編・統合に伴う加配教員の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	県の「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくり支援事業」により、統合前年度から統合翌年度までの3年間、中核教員を配置していただいているが、配置年度や人数について、実情に応じて柔軟に対応・支援していただきたい。 また、この加配について、県から国に対してもご要望いただきたい。		
提案理由	本市では、地元要望に沿って統合時期が決定し、閉校となる学校で卒業を迎えられない学年の児童には、中学に進学する際、経過措置として、統合後の中学校も選択を可能とする指定校の弾力化により対応しているところである。この措置により、閉校となる学校を選択しない児童がいる場合には、生徒数が著しく減少することで学級数が減少し、配置される教員も減員となるため、学習保障の観点から、市費で独自に教員を加配している。 このような状況から、統合前年度から統合翌年度までの3年間とする中核教員の配置を、市町村の実情に応じて柔軟な対応を要望するとともに、統合に伴い2学級規模または1学級規模になる中学校に対し、学習保障の観点から、配置人数の加配についても特段の配慮を願いたい。		
現況及び課題等	本市では、令和4年度末には信更中学校、令和5年度末には七二会中学校を閉校し、近隣の中学校へ統合する予定であることから、令和4年度から信更中学校において中核教員を配置いただく予定である。 統合に当たり、閉校する中学校で卒業を迎えられない学年の児童は、閉校に伴う要望により、中学に進学する際、統合後の中学校も選択できることとしているため、統合前の2年間は、複式学級編制となることで学級数が減少し、配置される教員も減員となる可能性が高い。 今後、再編・統合に伴う学級数の減少も想定されることから、統合前の2年間、閉校となる学校に在籍している生徒の学習を保障し、不安なく移行できるよう、教職員体制が整えられることを要望する。		
関係法令			

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（　　　　　　　　　　　）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名　　称	文部科学省、スポーツ庁 教育委員会事務局
件名	８　広域圏ごとの拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設について		
提案市	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、安曇野市		
提案要旨	各種競技場の公認更新には高額な費用を要し、自治体の負担が大きいことから、陸上競技場をはじめ全市町村が設置していないスポーツ施設を維持管理する自治体の財政負担軽減のため、広域圏ごとの拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設について国及び県に要望する。		
提案理由	多くのスポーツ施設は市町村ごとに設置され維持管理しているが、実際は、当該市町村の住民だけではなく周辺市町村住民や県内外からも広く利用されており、今後公共施設のあり方を見直し検討して行く中でも、市町村単位でなく広域・全県単位で考えて公共施設を整理していくことが必要である。 県として広域圏ごとに拠点となるスポーツ施設を指定し、その施設の修繕等に対し助成することで、長野県全体のスポーツ振興及びレベル向上に資することができる。併せて、各種競技場の改修費用について、引き続き国へ補助制度の創設を求める。		
現況及び課題等	各市で設置している公認競技場は、広域圏地域住民をはじめ県内外の方からも広く利用され、競技会や記録会の開催、また、地域の競技者の練習会場にもなっている。しかし、公認に伴う整備費用は競技場を設置及び管理する自治体の負担となっている。これまでも、一部独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金（toto）を受けてはいるが、体育施設改修の上限額は2000万円（全面改修は1億円）で、改修費用が高額になった場合、管理する自治体の財政負担は大きい。また、競技場の公認を継続するためには多額の費用を要するが、これを目的とした補助制度はない。 こうした実情から、各種競技場の改修費用について国の補助制度創設を引き続き求めるとともに、陸上競技場をはじめ冬季種目のスケート・アルペンスキー競技施設及びジャンプ台施設等、全市町村が設置していない高額な改修費用を要する施設について、自治体の財政的負担が大きく維持管理及び更新が厳しい状況であることから、県による拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設が必要である。		
法令関係	日本陸上競技連盟「公認陸上競技場及び長距離競走路ならびに競歩路規程」及び「陸上競技場公認に関する細則」、全日本スキー連盟「全日本スキージャンプ競技規則」等		

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (R3・4・15 第148回総会；須坂市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省子ども家庭局
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	10 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について		
提案市	須坂市		
提案要旨	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。		
提案理由	国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上に3歳未満児が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。厚生労働省は、市町村に施設の増築を求めているが困難であり、従うべき基準では待機児童の発生を避けることは困難である。保育の質を低下させない範囲で、一時的に緊急避難的に居室面積基準を緩和することで入所児童の増加に対応することができ、また将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。(大阪市等には参酌すべき基準を認めている。)		
現状及び課題等	少子化が進行し、将来的に児童数の減少が予測されること及び中長期的観点で既に保育施設の整備が完了している状況で、新たな増改築を行うことは将来的に無用な施設を生むことや財政状況等を考慮すると持続的健全財政維持のためにすべきでなく、さらに住民及び議会の理解を得ることが困難である。例えば施設整備を行ったとしても、整備には数年を要することから、この間の待機児童の発生は避けられないし、保護者及び児童にとっては保育福祉の支援対象にならない。 須坂市等から地方分権改革有識者会議に議題として提出した本件に対して、同会議議員の平井伸治鳥取県知事（現在は全国知事会会長）も「見直しを行っていくべき」と賛意を示されている。 （参考）須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人（平成30年）⇒1,301人（令和3年）※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む		
関係法令	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (2022・1・21 第 回総会； 須坂市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	11 妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制の確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制を充実するため、地域の実情を考慮した産科医師等の確保について、日頃から関係機関と連携を図り、困難な状況が見込まれる際には、迅速な国や県の支援を要望する。		
提案理由	母子保健推進として、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を推進するためには、産科医師や産科医療機関の確保が大前提であり、その体制を維持するよう要望する。全国的な産科医師不足のなか、関係機関においてご尽力いただき、現状を維持できているが、今後の状況によっては、緊急性をもって対応いただくことを要望する。 令和4年3月末に策定予定の「子ども・子育て支援（少子化対策）戦略」においては、こども・子育て支援策（案）として、安心して出産できる周産期医療提供体制の維持などが検討されている状況であるので、ぜひ、産科医師や産科医療機関の確保について要望する。		
現況及び課題等	須坂市では、産後うつ病及び虐待の予防、早期発見、早期支援を目的に、市内の基幹病院である信州医療センターの産科医・小児科医・助産師・市保健師など地域関係者が集まり、支援を要する妊産婦の検討会を開催し継続した支援をしている。病院と地域が連携し、多職種で支援体制を構築している。また、出産直後の子育て支援策として、産後ケア事業も産科医療機関の協力のもとに実施している。 須坂市の全出生数のうち信州医療センターで出産する割合は、2019年度で37.8%、2020年度で38.6%である。また、信州医療センターの産後ケア利用者数は、2019年度44人、2020年度59人と増加しており、地域になくはない産科医療機関である。 ○須高地域の産科医療機関 病院 1 カ所 診療所・助産所 なし		
関係法令	(第2期信州保健医療総合計画 第4編第8節母子保健)		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； ）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 健康福祉部 ☐ その他 名 称		
件名	12 福祉医療費給付事業における障がい者の窓口無料化に向けた県補助の拡大について		
提案市	松本市		
提案要旨	障がい者の福祉医療費給付事業窓口無料化（現物給付化）については、関係団体等から強い要望をいただいている。 しかし、障がい者の窓口無料化を実施するには、新たに生じる財政負担が大きいことから、国保の減額調整額に対する県補助の拡大を要望する。		
提案理由	障がい者の福祉医療費給付事業の窓口無料化については、重度心身障がい者親の会、関係団体、議員から要望をいただいている。 しかし、現在の償還払い方式から現物給付方式に切替えた場合、国民健康保険における国庫負担金の減額措置、健康保険組合の付加給付分の負担があり新たな財政負担が生じる。特に国庫負担金の減額調整額が大きく、財政への影響を鑑みて、方式の切替を足踏みする原因となっている。このため、障がい児者へ切れ目なく医療費の助成ができるよう県の補助拡大を要望する。		
現況及び課題等	令和2年度の給付実績（20歳以上） ・ 給付件数 248, 247件 ・ 給付額 804, 941千円 ・ 県補助金 264, 075千円 ・ 新たな財政負担額（令和2年度給付実績から算出） 概算 189, 451千円		
関係法令	長野県福祉医療費給付事業補助金交付要綱		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； ）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 健康福祉部障がい者支援課 ☐ その他 名 称		
件名	13 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について		
提案市	松本市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	「強度行動障がい者（児）を在宅で介護をしている家族を支援するために市町村が実施する事業へ県費の補助を要望する。		
提案理由	本市で検討している下記の支援については、全ての市町村において同様な事業ができるように県の財政的な支援を求める。 ①地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障害者の単価を新設 ②住宅整備事業の強度行動障害者への対応 ③強度行動障害者に対応するための施設改修費用等に対する補助		
現況及び課題等	強度行動障害は直接的他害（噛みつき等）、間接的他害（睡眠の障害等）、自傷行為、破壊活動などが、通常考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では処遇が極めて困難な知的障害者に多い二次障害。社会資源や人材が整わないため家族を主とした介護で支えているのが現状		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日） （法律第百二十三号）		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R03・8・19 第149回総会;)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省、環境省、財務省 ☒ 県 担当部局 環境部 ☐ その他 名 称		
件名	15 し尿処理施設の移転解体における財政支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）では、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体に要する工事費を交付金の対象としているが、し尿処理施設の移転更新においても旧施設の解体撤去工事費を交付対象とすることを要望する。 さらに、用地費や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	し尿処理施設（伊那中央衛生センター）移転改築工事後に旧施設の解体撤去工事を予定しているが、一般的な施設の解体と異なり、現地建替や工法が複雑になることから、多額の費用が必要となるため、市町村における財政負担は大きなものがある。施設の特殊性に対する住民感情を考慮すると、移転改築するケースは多く、旧施設の撤去は事業において必須であり、施設の建設と解体は一体の事業と考える。 また、改築工事にあたり、地元住民の理解を得るための施設周辺整備や地域環境整備は欠かせないが、これに係る財政的負担も大きいことから、本交付金による支援範囲の拡充が必要である。		
現況及び課題等	伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）が、伊那市に建設した「し尿処理施設（伊那中央衛生センター）」は、昭和55年の供用開始から40年が経過し老朽化が進行してきたことから、施設の移転改築を計画している。（令和2年度～令和9年度） 移転改築後、旧施設の解体工事や施設周辺整備を実施するが、解体工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業、令和3年度まで）を活用する予定であるが、これは資金手当のみであり、今後の償還において本体工事の起債償還に加え、周辺整備については特定財源がないことから、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R03・8・19第149回総会；長野市ほか12市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省、財務省、環境省
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	16 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることを要望する。 また、全ての廃棄物処理施設の整備に関する用地費、解体撤去工事費及び管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	- 安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 - 廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定して事業を実施しており、交付金は、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度である。 - 建設候補地の選定から建設同意を経て建設着手に至るまでには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 - また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に併せ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を新たに交付要件とする際には、十分な経過措置期間を設けることが必要である。 - 廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 - 平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処		

	理施設基本計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。 ・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となっており、既に廃炉となった焼却施設単独での解体工事は対象外となっている。廃焼却施設を放置しておく、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となっている。 ・最終処分場などの一部の施設整備に掛かる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていない。 ・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等の多額な費用が必要となるが、交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、かつ、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定される。また、既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていないため、市町村の財政負担が大きく、交付金による支援範囲の拡大が必要である。 ・市町村が解体費用を全て一般財源で賄うことは、コロナ禍等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
現況及び課題等	【長野市、長野広域連合関係】 ・長野広域連合がごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっておらず、その分が構成市町村の費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の交付対象となっておらず、その分を一般財源で賄うことになり、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 ・須坂市では、長野広域連合が整備したごみ焼却施設において可燃ごみの焼却をしている。 すでに廃炉となった焼却施設単独での解体工事は交付金の対象外となっているため、廃焼却施設の解体工事にかかる費用全てを一般財源で賄わなければならないことが大きな課題となっている。 【松塩地区広域施設組合】 ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）では、

新たなごみ焼却施設を令和11年度の供用開始に向けて建設計画を策定している。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。

- ・特に、事後調査（生活環境影響調査）の費用及び地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田地域広域連合関係】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・上田市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみたい肥化施設）の建設に向けた生活環境影響調査等の事業に着手している。
- ・東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。
- ・新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【川西保健衛生施設組合関係】

- ・新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉炉となっている。内1施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを一般財源で賄わなければならない。制度改正をして全額交付対象とするよう要望する。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用について、交付金の対象とするよう要望する。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和3年度からごみ焼却施設を解体し跡地に新たなリサイクル施設の建設を進めており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、解体に着手できない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても対象施設を限定せず交付金の対象とすることを要望する。

【茅野市、諏訪南行政事務組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備についても諏訪南行政事務組合が共同処理する事務として位置づけされている。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

	【穂高広域施設組合】 ・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和３年３月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要となっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては、実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱

区分	■ 新 規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）				
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（				

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	建設部
	☐ その他	名 称	
件名	18 盛り土などによる災害を防止するための実効性ある県条例の早期制定について		
提案市	長野市		
提案要旨	令和４年２月１７日～同年３月１８日まで「長野県盛土等による土砂災害の防止に関する条例（仮称）骨子(案)」に対する意見募集が行われた。条例の骨子(案)によると、法律で規制が及ばない行為への規制・指導を可能にするとともに、条例に違反した場合は罰則が科せられるなど、実効性が高いものとなっていることから、早期の条例制定を要望する。 併せて、条例の遵守条項を盛り込んだ「土地賃貸借契約書」の標準様式について定めることを要望する。		
提案理由	令和３年７月、静岡県において盛土を起因とする土石流災害が発生し、多くの人命・財産が失われた。現在、国では法改正が進められているものの、即時にこのような事例を防ぐことは困難であり、自治体独自に条例を定める必要があるが、現在、県は条例制定の準備中である。 また、盛り土を実施する事業者と土地所有者が結ぶ「土地賃貸借契約書」の内容が、新たに制定される条例と齟齬が生じないように、条例の遵守条項を盛り込んだ「土地賃貸借契約書」の標準様式についても定めるべきと考える。		
現況及び課題等	国では、盛り土を規制する法改正を進めており、令和４年３月１日に危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部改正する法律案」（盛土規制法案）を閣議決定した。 しかし、危険盛土への対処は緊急の課題であり、同法による規制区域の指定までに時間を要することや、具体的な基準が示されていないことなどを踏まえると、条例により早期に規制強化を図る必要がある また、盛土造成地において、盛り土を実施する事業者の責任を問えないような土地賃貸借契約を土地所有者の認識がないまま締結しているケースも想定される。		
関係法令	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 都市計画法、森林法、農地法、宅地造成等規制法等		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	建設部（建築住宅課）
	☐ その他	名 称	
件名	20 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金に係る補助対象の復活について		
提案市	上田市		
提 案 要 旨	歴史的社会的理由により生活環境が阻害された地域の住環境の改善を図る目的で実施した県内市町村の貸付事業に対し、市町村の財政負担軽減を図るために県から毎年交付されている補助金中、現在補助対象外とされている「未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」を含めた３項目の補助の復活を要望する。		
提 案 理 由	当該貸付事業「同和地区住宅新築資金等貸付事業」は、国の歴史的社会的理由から実施された国の施策に基づいた事業であることから、国は「住宅新築資金等貸付助成事業」により、都道府県を通して償還事務に係る経費の一部を市町村へ補助することで市町村の財政負担の軽減を図り、事業の円滑な実施を推進している（補助率3/4以内（うち国2/3、県1/3））。 長野県では平成16年度から、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱第４「<u>(6)未償還額と強制執行等による取立て額等との差額</u>」、「<u>(7)災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額</u>」及び「<u>(8)その他知事が特に必要と認める経費</u>」が補助対象外とされているため、市町村の財政負担が多くなっていることから、補助対象とするよう要望する。		
現 況 及 び 課 題 等	上田市では、債務者の早期生活再建を考え、徴収不能案件については債権放棄に耐えうる資料を徴取しながら債権管理条例の施行を待ち、その後は計画的に債権放棄を行っていく予定である。このことから、強制執行の法的措置等償還事務に要する費用が多額なものとなり、さらに財政を圧迫することが予想される。 令和３年８月に他府県の補助対象状況について当市で調査を実施。調査対象は、毎年開催される「住宅新築資金等貸付助成事業における償還事務に係る研修会」で市担当職員が講師を務めた自治体が含まれる大阪府、鳥取県、福岡県、高知県、三重県、奈良県、兵庫県の７府県。結果、大阪府以外は上記提案理由の第４(6)～(8)を補助対象としていた（三重県は(7)のみ対象外）。 なお、当研修会で複数回講師を務めている高知県の南国市では、放棄せざるを得ない債権については償還推進事業による助成を申請し、それが認められ補助金を受領した後、債権放棄に係る議案を市議会へ提出している。		
関係法令	（国） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱 （県） 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱		

長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日付け建設省住整発69号建設事務次官通達。以下「貸付制度要綱」という。）及び住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発14号住宅局長通知。）に基づく住宅新築資金等貸付事業を実施する市町村に対し、当該事業の実施に伴い生じる財政負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅新築資金 貸付制度要綱第2第1項に規定する住宅新築資金をいう。
- (2) 住宅改修資金 貸付制度要綱第2第2項に規定する住宅改修資金をいう。
- (3) 宅地取得資金 貸付制度要綱第2第3項に規定する宅地取得資金をいう。
- (4) 償還推進助成事業 前年度までに貸付けられた住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金（以下「住宅新築資金等」という。）の償還の推進に要する市町村の経費の一部を補助する事業をいう。

(補助対象市町村)

第3 補助金交付の対象となる市町村は次の各号に掲げる要件を満たす市町村とする。

- (1) 前年度までに貸付けた住宅新築資金等の借受人からの償還が完了していないこと。
- (2) 財政力指数が0.8未満であること。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、償還の推進に要する市町村の経費の額（各号に係る経費を合算した額をいう。）の4分の3以内とする。

- (1) 基本的回収に要する経費

前年度までの滞納に係らない償還金の回収に要する別表に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり2,160円を乗じて得られた額を限度とする。

- (2) 督促等に要する経費

前年度までの滞納に係る償還金の回収のための督促等に要する別表に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり7,410円を乗じて得られた額を限度とする。

- (3) 法的措置に要する経費督促等に要する経費

弁護士への相談、調停・訴訟等の法的措置に要する経費（次の(4)又は(5)に掲げるものを除く。）。ただし、弁護士法の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）の規定による改正前の弁護士法（昭和24年法律第205号）第33条第2項第8号に規定する弁護士の報酬に関する標準を示す規定が定める額を限度とする。

(4) 強制執行の申立て等に要する経費

任意競売の申立て、強制執行の申立て、支払督促の申立て、訴訟提起等の手続き又は配当参加に要する経費。ただし、任意競売の申立てについて1件当たり40,010円、強制執行の申立てについて1件当たり31,580円、支払督促の申立てについて1件当たり30,140円、訴訟提起等の手続きについて1件当たり33,020円、配当参加について1件当たり6,990円をそれぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(5) 取得財産の管理及び処分に要する経費

取得財産の売却若しくは賃貸、売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収、取得財産の管理又は売却、若しくは賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等に要する経費。ただし、取得財産の売却又は賃貸について1件当たり2,570円、売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収について1件当たり2,100円、取得財産の管理について1件当たり3,830円、売却し、又は賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等については(4)に規定する額を、それぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(6) 未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

強制執行・配当参加・抵当権の実行により債権の保全を最大限図っても借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

(7) 災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額

災害又は火災により貸付金に係る住宅が滅失し、借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と火災保険等による充当額等との差額

(8) その他知事が特に必要と認める経費

(交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更(別に定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

(補助金交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金計算書(様式第2号)
- (2) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金算出内訳表(様式第3号)
- (3) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費に係る予算議決書(様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認めて指示する書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第7 第5の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更 長野県住宅新築資金等貸付助成事業変更承認申請書(様式第5号)
- (2) 補助事業の中止又は廃止 長野県住宅新築資金等貸付助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

(実績報告書等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県住宅新築資金等貸付助成事業完了実績報告書(様式第7号)とする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金算出内訳表(様式第3号)
- (2) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- (3) その他知事が必要と認めて指示する書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付(概算払)請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(別表) (第4条関係)

項 目	説 明
報 酬	非常勤職員の報酬
給 料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料
職 員 手 当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当
共 済 費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給料及び賃金に係る社会保険料
賃 金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
報 償 費	謝礼金等
旅 費	事業執行のための他県への出張、関係機関との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償
需 用 費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子、弁当等食糧費（事業執行のために特に必要な場合。なお、食糧費の執行については、平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通達「建設省所管補助事業における食糧費の支出について」に留意すること。）、設計書、図面、報告書、帳簿等の印刷製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車・自転車等備品の修繕料
役 務 費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費用、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
委 託 料	調査等の委託料
使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
備 品 購 入 費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品の購入費（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金、補助金及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし、経常的会費等は含まない。

(附 則)

附 則 〔平成27年3月30日 要綱第406号〕

改正後のこの要綱は、平成27年4月1日から施行する。

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	財務省、国土交通省
	☒ 県	担当部局	建設部
	☐ その他	名 称	
件名	21 「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の推進について		
提案市	長野市		
提案要旨	近年、激甚化・頻発化する災害の発生に対し、防災のための重要インフラの機能強化は不可欠であることから、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（以下「５か年加速化対策」）の推進について要望する。		
提案理由	近年、令和元年東日本台風や令和２年７月豪雨などの相次ぐ災害に見舞われ、市街地での水害をはじめ、中山間地の脆弱な地形を多く抱える本市は、規模の大きな地すべり災害も発生し、新たに防災対策を講じなければならない災害が幾つも発生している。 国、県においては、災害に強い交通ネットワークの構築、地すべりや土石流などの土砂災害対策などの「５か年加速化対策」の更なる推進をお願いしたい。 本市の国道１９号においては、令和３年２月、７月に信州新町及び篠ノ井地区の２箇所が発生した大規模な地すべりにより交通規制が行われ、篠ノ井地区の規制は２月に解除されたが、市民生活のみならず広域的な社会経済活動に大きな影響を及ぼしている。		
現況及び課題等	国道１９号の２箇所の地すべりによる片側交互通行規制においては、通勤時間帯に渋滞が生じているため、地域の皆さんから早期の全面開放を強く求められている。国は、篠ノ井小松原地区について令和４年２月１日に全面開放したが、信州新町地区は引き続き、片側交互通行規制が続される。 今後も「５か年加速化対策」に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進が必要である。		
関係法令			

Ⅲ 事務局提出議題

1 協議事項

- (1) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について……………資料 2
- (2) 全国市長会会長の選挙について……………資料 3

2 報告事項

- (1) 北信越市長会総会について
- (2) 次期長野県市長会定例会について
 - 日 時 令和 4 年 5 月 31 日 (火) 午後 3 時 30 分 (予定)
 - 会 場 都市センターホテル 5 階 スバル
- (3) 第 151 回長野県市長会総会について
 - 期 日 令和 4 年 8 月 18 日 (木)
 - 開催市 飯田市

3 その他

令和 4 年度 (公財) 長野県市町村振興協会事業計画及び予算等について
……………資料 4

県からの施策説明

【企画振興部】

- (1) 「次期総合5か年計画」の策定について 資料 5

【県民文化部】

- (2) 「長野県犯罪被害者等支援条例」及び「長野県犯罪被害者等支援
推進計画」について 資料 6

【教育委員会】

- (3) 電子図書館構築事業について 資料 7

【環境部】

- (4) 水道事業の広域連携について 資料 8

【企業局】

- (5) 「新規電源開発の加速」と「水道事業の広域化・広域連携」に
向けて 資料 9

【産業労働部】

- (6) 産業支援体制の強化について
- ・ (公財)長野県産業振興機構 (NICE)
 - ・ 工業技術総合センターの支援拠点整備 資料 10

出席者名簿

(敬称略)

来 賓

長野県町村会会長 羽田 健一郎

長野県企画振興部市町村課長 滝沢 裕之

市 名	職 名	氏 名
長野市	市長	荻原 健司
	主 査	伊藤 慎太郎
松本市	市長	臥雲 義尚
	秘書広報室長	赤羽 志穂
上田市	市長	土屋 陽一
	秘書課長	北沢 健治
岡谷市	市長	今井 竜五
	秘書広報課長	宮澤 俊一
飯田市	市長	佐藤 健
	秘書課長兼秘書係長	小室 勇治
諏訪市	市長	金子 ゆかり
	秘書広報課長	細野 洋子
須坂市	市長	三木 正夫
	担当係長	宮川 滋成
小諸市	市長	小泉 俊博
	秘書係長	山本 郁

市 名	職 名	氏 名
伊 那 市	副 市 長	林 俊 宏
	秘 書 広 報 課 長	泉 澤 正 広
駒 ヶ 根 市	市 長	伊 藤 祐 三
	総務課長補佐兼秘書広報室長	春 日 秀 夫
中 野 市	市 長	湯 本 隆 英
	課長補佐兼秘書広報係長	池 田 直 樹
大 町 市	市 長	牛 越 徹
	課長補佐兼秘書係長	太 田 浩 司
飯 山 市	市 長	足 立 正 則
	秘 書 係 長	田 中 洋 道
茅 野 市	市 長	今 井 敦
	秘 書 広 聴 係 長	五 味 健 太 郎
塩 尻 市	市 長	小 口 利 幸
	秘 書 広 報 課 長	塩 原 清 彦
佐 久 市	市 長	柳 田 清 二
	秘 書 係 長	木 内 琢 磨
千 曲 市	市 長	小 川 修 一
	秘 書 広 報 課 長	宮 尾 一 彦
東 御 市	市 長	花 岡 利 夫
	秘書課長兼秘書係長	滝 澤 嘉 紀
安 曇 野 市	市 長	太 田 寛
	秘 書 広 報 課 長	洞 武 志
長野県企画振興部 市 町 村 課	企画幹兼課長補佐兼行政係長	久 保 田 敦
	主 査	深 澤 広 哲
	主 事	柿 澤 裕 樹
市長会事務局	事 務 局 長	青 木 弘
	事 務 局 次 長	久 保 田 肇